

公益財団法人アジア刑政財団定款改正（案）

章	標題	条	項	現行規定（条文）	改正案	改正理由等
第4章 第2節 評議員会	招集の通知	第23条	第1項	代表理事は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、通知を発しなければならない。	改正なし	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第182条第1項で、評議員会の招集の通知は書面で評議員会の日の1週間前までに発しなければならない、と規定するが、同条第2項において、書面の通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て電磁的方法により通知を発することができる、と規定するので、定款第23条第1項の規定となった。
	評議員会の実施方法	第23条の2	第1項		追加 評議員会の実施方法は、以下の各号のいずれかにより行うことができる。ただし、本条第1項第2号による評議員会は、評議員全員の承諾を必要とするが、この承諾は当該評議員の任期が終了するまで、又は承諾を撤回するまで効力を有するものとする。 (1) 対面評議員会 評議員が一堂に会する物理的な場所において開催され、本人が出席し、議決権を行使する。 (2) オンライン併用型評議員会 一部の評議員が対面評議員会と同様の方法で出席するのに加え、対面評議員会の場所に在所しない評議員がインターネット等の電磁的方法の手段を用いて本人が出席し、議決権を行使する。	評議員会の実施方法は、評議員全員がオンラインで参加することは認められていないので（一般法人法で、評議員会を開催するには理事会で「場所」を決議する必要がある、Web会議のみでは「場所」がないと解されているため）、オンライン併用型（一部評議員が対面で参加し、その他の評議員がオンラインで参加する方法）と従来の対面評議員会として明文化する。
			第2項		追加 本定款における電磁的方法は、次に掲げる方法によるものとする。 (1) 送信者使用に係る電子計算機と受信者使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信されるものをいう。 (2) 磁気ディスクその他これに準じる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調整するファイルに情報を記録したものの（以下「電磁的記録」という。）を交付する方法をいう。 (3) 会議の参加者同士の電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、会議参加者が一堂に会するのと同様の相互に十分な議論ができるものをいう。	電磁的方法の定義を明らかにする。

	議事録	第27条	第2項	第24条により選出された議長及び出席した評議員のうちから互選により選出された評議員1名が前項の議事録に記名押印する。	→	第24条により選出された議長及び出席した評議員のうちから互選により選出された評議員1名が前項の議事録に署名又は記名押印する。	評議員会の議事録については、評議員会の議長及び選出された評議員1名が作成者となるが、これまで署名押印又は記名押印が混在するので、規定を現実に合うよう改正するもの。現行規定の「記名押印」を「署名押印」としても、証明力の高い署名押印が優先されるので、法務局及び内閣府から注意を受けたことはありませんが、実態に合わせるよう改正するもの。
第4章 第3節 役員 (理事及び監事)及び理事会	監事の職務及び権限	第33条	第4項		追加	評議員会又は理事会が、第23条の2又は第40条の2に基づきオンラインにより開催される場合、監事は、インターネット等の電磁的方法の手段を用いて出席し、意見を述べることができる。	オンライン併用型評議員会、オンライン併用型理事会、オンライン理事会を設けるため、監事は、これらの場合に同様にインターネットを通じて参加できる規定を設けるもの。
第4章 第4節 理事会	招集	第40条	第3項	理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知を発しなければならない。	→	理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知を発しなければならない。ただし、各理事及び監事から電磁的方法による通知についてあらかじめ承諾を得ている場合は、電磁的方法による通知を発することができるものとする。	理事会の招集手続に関しては一般法人法第94条第1項において、「理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。」と規定し、招集通知が書面と限定しているわけではない。 一方、一般法人法の通則部分に規定がある社員総会の招集の通知については、同法第39条第3項において、「理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発出することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。」と規定し、電磁的方法の通知を肯定している。 以上理事会開催通知を電磁的方法で行うことを否定していないが、電磁的方法での通知はその都度行うことが求められているので、評議員会の開催通知と同様に、「書面又は電磁的方法により」部分を追加することにしたい。また、ただし書き以下については、内閣府担当者に確認した際に指導されたので、追加することにしたい。(実際の運用としては、年度初めの理事会通知の際に当該年度中の承諾を得ることとしたい。)

理事会の実施方法	第40条の2	第1項			<p>理事会の実施方法は、以下の各号のいずれかにより行うことができる。ただし、本条第1項第2号又は第3号による理事会は、理事全員（第3号については監事を含む。）の承諾を必要とするが、この承諾は当該理事及び監事の任期が終了するまで、又は承諾を撤回するまで効力を有するものとする。</p> <p>(1) 対面理事会 理事（監事を含む。）が一堂に会する物理的な場所において開催され、本人が出席し、理事は議決権を行使する。</p> <p>(2) オンライン併用型理事会 一部の理事（監事を含む。）が対面理事会と同様の方法で出席するのに加え、対面理事会の場所に在所しない理事及び監事がインターネット等の電磁的方法の手段を用いて本人が出席し、理事は議決権を行使する。</p> <p>(3) オンライン理事会 物理的な場所で開催されず、理事及び監事は、インターネット等の電磁的方法の手段を用いて、本人が出席し、理事は議決権を行使する。</p>	理事会の実施方法は、評議員会と異なり、理事及び監事全員がオンラインで参加する方法も認められているので、対面理事会、オンライン併用型理事会及びオンライン理事会を、理事会の実施方法として明文化する。
		第2項		追加	第23条の2第2項の定めは、本条に準用する。	電磁的方法の定義を定めた条文の準用である。
決議	第43条	第2項		追加	第40条の2第1項第2号又は第3号による理事会において、理事会招集者が通信途絶に十分な対策をとっていた場合で、その他のオンライン出席理事側の通信環境の問題により通信障害が生じたときは、理事会はそのまま有効に成立する。ただし、出席理事が通信障害等を理由に議決権を行使できない事態の発生により第42条の定足数を下回った時点で、理事会は閉会する。	オンライン併用型理事会及びオンライン理事会において、会議途中に通信障害が生じた場合の決議の効力について規定する。
		第3項		追加	前項ただし書きの場合においても、それ以前になされた議案の決議には影響を及ぼさず、当該決議は有効に成立したものとする。	
議事録	第44条	第2項	出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。	→	出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。	上記評議員会議事録と同様に実態に合わせるよう改正するもの。

第5章 顧問、 学術顧 問及び 審議役	職務	第49条	第4項		追加	評議員会又は理事会 が、第23条の2又は第40 条の2に基づきオンライ ンにより開催される場 合、顧問等は、インター ネット等の電磁的方法の 手段を用いて出席し、意 見及び報告をすることが できる。	オンライン併用型評議員 会、オンライン併用型理事 会、オンライン理事会を設 けるため、顧問等につい ても、これらの場合に同 様にインターネットを通 じて参加できる規定を 設けるもの。
---------------------------------	----	------	-----	--	----	---	--